

のとしします。

4 市長は、組織運営に当たっては、市政の課題に的確に対応できる職員の育成に努めるとともに、職員の能力及び適性に応じた配置に努めるものとし
ます。

5 市長は、都留市の魅力や情報を、あらゆる機会を通じて、主体的かつ積極的に発信するよう努めるものとし
ます。

第二節 職員

(職員の役割と責務)

第十六条 職員は、法令の定めるところによるほか、この条例の理念を尊重し、全体の奉仕者として公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 職員は、国、県、その他地方公共団体等と市民との連携を図る役割を担い、市民のまちづくりへの参画を推進するものとし
ます。

3 職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識、技術等の能力の向上に資するため、自己研さんに努めるもの
と
し
ま
す。

第三節 市政運営

(総合計画等)

第十七条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するもの
と
し
ま
す。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るも
の
と
し
ま
す。

のとしします。

3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。
4 前二項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用するものとし
ま
す。

(市の組織)

第十八条 市は、社会経済情勢の変化及び多様化する行政課題に的確に対応するため、その組織を効果的かつ効率的なものに編成するもの
と
し
ま
す。

(行政評価)

第十九条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するもの
と
し
ま
す。

(財政運営)

第二十条 市長は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(応答責任)

第二十一条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

(行政手続)

第二十二条 市は、市民の権利及び利
益
の
保
護
に
努
め
る
も
の
と
し
ま
す。

益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に必要事項を明らかにするもの
と
し
ま
す。

(公益通報)

第二十三条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるもの
と
し
ま
す。

(政策法務)

第二十四条 市は、市の政策を推進するため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合性を図りながら、条例、規則等を整備するもの
と
し
ま
す。

(危機管理)

第二十五条 市は、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関との協力、連携及び相互支援関係を構築し、災害等の緊急時における柔軟かつ機動的な危機管理体制を確立するよう努めるもの
と
し
ま
す。

第五章 みんなでまちを創って

いくための仕組み

第一節 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第二十六条 議会及び市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するもの
と
し
ま
す。

2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を、市民に積極的に分かりやすく提供するもの
と
し
ま
す。

(個人情報の保護)

第二十七条 議会及び市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるもの
と
し
ま
す。



第二節 参画への仕組み

(説明責任)

第二十八条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明するもの
と
し
ま
す。

(意見聴取制度)

第二十九条 市は、次に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼす